

社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要

第33回社会保障審議会福祉部会
令和8年4月23日

資料 2

改正の趣旨

質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充【社福法、介保法、老福法、障害者総合支援法、児福法、困窮法、生保法】

- ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業(※)を新設するほか、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置可能等とする。
※福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野横断的な基準に柔軟化するとともに、あわせて地域住民の取組との協働促進を図る事業を行う。
- ② 中山間・人口減少地域での地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みが導入可能となる特例介護サービスの類型（「特定地域サービス」）の新設や、地域のサービス提供主体が少ない場合に市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」の創設、事業者間の連携強化とそのための事業継続の仕組みの構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等を行う。
- ③ 頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活・入院等の手続・死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付け、あわせて相談体制等の整備を図る。
- ④ 成年後見制度や地域における権利擁護事業の適切な利用の支援の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」を設置可能等とする。
- ⑤ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入する。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」等を新設し利用者負担を求める。
- ⑥ 介護サービス量等の中長期推計及び医療・介護連携等に関する介護保険事業（支援）計画の見直しや、介護サービス利用時等の電子資格確認の導入など介護被保険者証に係る見直しを行う。

2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援【社福法、介保法、障害者総合支援法、児福法、士士法、平成19年士士法改正法】

- ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上、経営改善支援等の取組の促進を国及び都道府県の責務とし、関係者の連携を図る関係協議会を設置する。
- ② 令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は介護福祉士の資格を有することができるものとするほか、准介護福祉士資格を廃止する。
- ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止するなど、法定研修に係る見直しを行う。

3. 支援基盤の強化等【社福法】

- ① 社会福祉連携推進法人が実施可能な業務を追加（第二種社会福祉事業等）し、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加する。
- ② 災害派遣福祉チーム（DWA T）として活動する人材登録の仕組みを整備する。

等

施行期日

令和9年4月1日（ただし、2. ②の一部は公布日、2. ③は公布後1年6月以内に政令で定める日、1. ③及び⑤の一部は公布後2年以内に政令で定める日、1. ⑤、⑥及び2. ①の一部は公布後3年以内に政令で定める日）

地域共生社会の実現が必要となる背景・社会構造の変化

（R 2 年社福法等改正）

- ・ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ（8050問題、介護と育児のダブルケア、孤立など）
- ・ 地域住民等と支援関係機関の協力による、地域における包括的な支援体制の整備
- ・ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

（その後の状況・今後の変化）

- ・ **人口構造の急速な変化** 2025年から2040年で生産年齢人口は**15.0% 減少**、85歳以上人口は**42.2% 増加**
- ・ **人口減少の地域差** 558 の市町村（全市区町村の約3割）が**2050年には人口が半減**（2015年比） **特に中山間地域等**
- ・ **単身高齢世帯の増加** 2020年：738 万世帯（13.2%） → 2040 年：1,041 万世帯（**18.6%**）
- ・ **自助・互助・共助・公助のバランスの変容・支え合いの希薄化** 血縁、地縁、社縁などの**互助機能が低下**

⇒ 多様で複雑な福祉ニーズの顕在化、サービスの担い手の減少

（R 2 年改正法附則の検討規定（5 年後目途））

見直しの方向性

- 人口構造の急速な変化等に対応するため、2040年に向けて、
 - ① 地域の実情に応じた包括的な支援体制（※）の拡充
 - ② 福祉人材の安定的な確保・定着支援
 - ③ 支援基盤の強化、等に取り組む。

（※）地域住民と行政・相談支援機関等が一体となり、多様な福祉ニーズに対応するための包括的な支援体制を整備するもの。

1. ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業の新設等

現状・課題

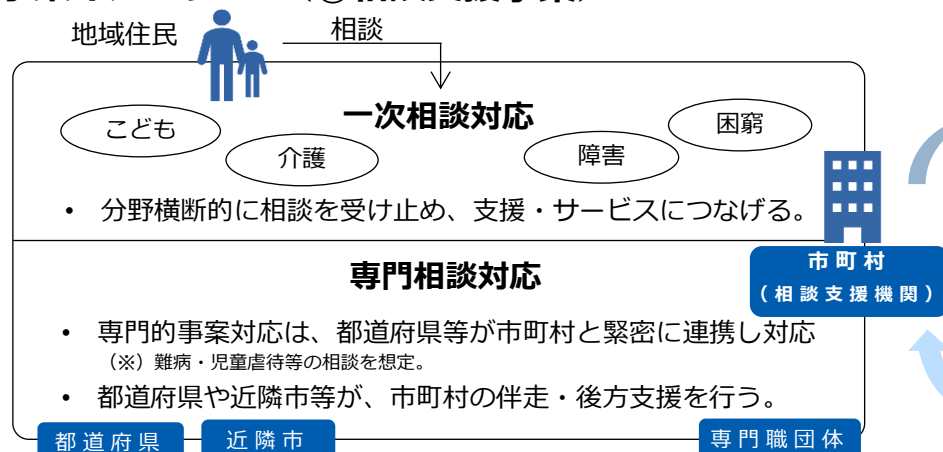
- **人口減少・高齢化等が進行する**小規模市町村においては、**人材確保が課題**であり、**福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の実施にあたって、分野毎の配置基準等を満たしながら実施することが困難**となってきた。相談対応の包括化と地域との協働を促進し、包括的な支援体制の整備を進めるための新たな仕組みが必要。
 - ※ 包括的な支援体制整備を促進するための手段として創設された重層的支援体制整備事業の実施率も、小規模自治体においては低い状況。
 - ※ 重層的支援体制整備事業実施率（市町村人口規模別）：1万人未満→9.2%、1～3万人→17.9%・・・30～40万人→76.7%、40～50万人→94.7%（R7年度）
 - ※ 重層的支援体制整備事業は、①既存制度（介護・障害・こども・生活困窮）の相談支援・地域づくり事業をそれぞれの配置基準を満たした上で、一体的に実施することに加え、②既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースへの対応力向上を図る3つの追加事業（多機関協働事業等）を実施するもの（R2法改正で創設）。

見直し内容

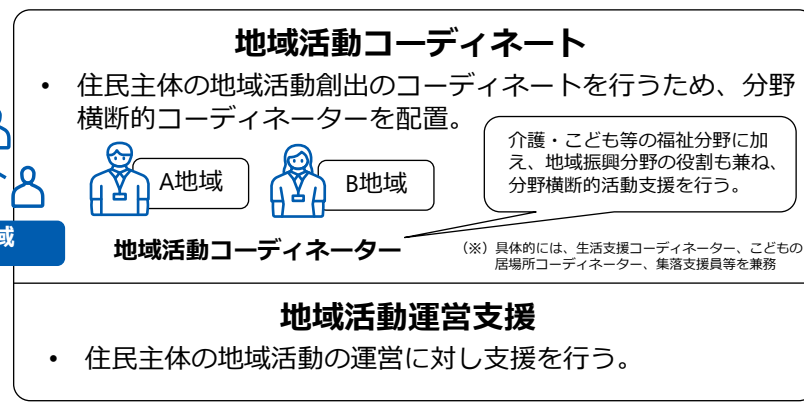
- 小規模市町村（※）における**包括的な支援体制の整備を促進するための事業（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業）**を新設する。
 - ※ 対象市町村は、人口規模、人口減少の進行等の指標の他、人口密度や交通の不便さなど総合的に勘案し都道府県を通じて国が確認し決定
- 【事業内容】
 - ①相談支援事業、②地域づくり事業
 - ・介護、障害、こども、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業等について、機能別に構造化し、**分野横断的に実施**。
 - ・**配置基準は分野横断的な一つの基準を定める**（省令において規定）。
 - ③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業
 - ・地域と福祉支援体制の協働を推進する取組支援を行う事業を実施（具体的な内容は今後モデル事業において検証）
- ※ 小規模市町村では人材不足も深刻で実施が難しいため、本事業は、重層的支援体制整備事業よりも簡素な仕組みとしている。
- ※ 市町村への補助については、各制度の関係補助金を統合・申請手続も一本化し、一体的交付を行う仕組みとする（重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考）。

一体的に
実施

＜事業イメージ＞ ＜①相談支援事業＞



＜②地域づくり事業＞



③地域と福祉体制の協働強化

- ※ あわせて、小規模市町村（福祉事務所未設置町村）の包括的な支援体制整備の促進のため、生活困窮の一次相談事業の実施を努力義務化するほか、小規模市町村に限らず全市町村の包括的な支援体制の整備を推進するため、
 - ・地域住民等の支援内容の検討等を行う会議体（支援会議）を全ての市町村で設置可能とする
 - ・重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項に事業の目標・評価に関する事項の追加するとともに、定期的な計画見直し規定を整備する 等の措置を講じる。

地域運営組織と一体的に実施することも想定

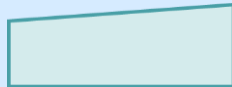
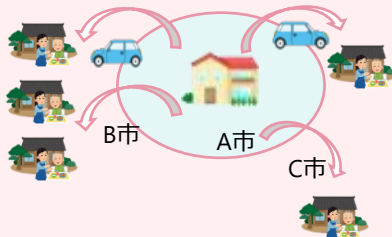
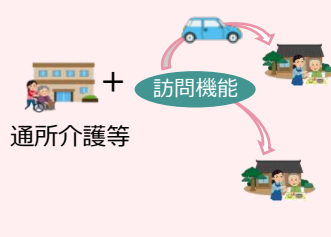
1. ② 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設

現状・課題

- 高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する中山間・人口減少地域においては、生産年齢人口の減少により介護人材や専門職の確保が困難。**必要なサービスを維持するため、地域の実情に応じて柔軟なサービス提供を可能とする仕組みを設けることが必要。**
 - ※ 特に訪問介護等について、利用者の事情による突然のキャンセルや利用者宅間の移動に係る負担、季節による繁閑等から、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持に当たっての課題となっている。

見直し内容

- 中山間・人口減少地域（※）において、柔軟にサービス基盤を維持・確保できるようにするため、**地域の実情に応じて、管理者や専門職常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等の配置基準の弾力化や包括的な評価の仕組み（月単位の定額報酬）の導入が可能となるよう、特例介護サービスに新たな類型（「特定地域サービス」）を創設する。**
 - ※ 国において一定の基準を示した上で、都道府県が、市町村の意向を確認して対象地域（特定地域）を決定。
- こうした給付による特例の仕組みを活用しても、なおサービス提供体制の維持が困難なケースに対応するため、**市町村が地域支援事業として、介護保険財源を活用して、給付に代えて居宅サービス等を実施可能な仕組み（「特定地域居宅サービス等事業」）を創設する。**

	指定サービス	特定地域サービス	特定地域 居宅サービス等事業	<報酬（収入）のイメージ>	
地 域	全国	中山間・人口減少地域	中山間・人口減少地域	【現行】 （出来高）	【特定地域サービス】 （包括的な評価）
人員配置 基準	国の基準に従い、 都道府県等が条例で 規定	指定サービスより緩和さ れた国の基準に従い、 都道府県等が条例で規定 ※職員の負担や質の確保へ の配慮が前提	規定なし		
報 酬	全国一律の介護報酬	介護報酬（包括的な評価 の仕組みを導入可）	事業費	これらに加えて、中山 間・人口減少地域におけ るサービス提供に要する 追加的な経費等を勘案	
類 型	居宅・施設サービス等	居宅・施設サービス等	居宅サービス等	<特定地域居宅サービス等事業の活用が考えられるケース>	
対象事業所 の手続き	指定	市町村に登録	市町村から委託		

地域の実情に応じて選択可能な新たな仕組み
※介護保険財源を活用

※障害福祉分野においても特定地域サービスを創設

1. ② 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点を運営する事業の新設等

現状・課題

- 住民主体の介護予防の取組を推進する場としての「通いの場」は、高齢者の社会参加だけでなく、支え合い機能や多世代交流の場としての役割も担っている。今後も、高齢者の増加は見込まれ、高齢者の健康寿命を延伸するために、更なる介護予防の取組が引き続き重要。
- また、高齢化・人口減少のスピードが地域によって異なる中、高齢者にとって日常生活に不可欠なサービスの維持や地域コミュニティの強化とあわせて地域の抱える課題にも対応していくため、地域の実情を踏まえつつ、介護予防だけでなく、こどもの福祉や障害福祉といった分野を超えた連携を図ることが重要。

見直し内容

- 「通いの場」について、地域の介護予防の拠点としての機能を強化するとともに、地域ニーズに応じた機能の拡充が可能となるよう、介護予防と地域のささえあいを一体的に実施する拠点を運営するための事業を地域支援事業に創設する。

介護予防と地域のささえあいを一体的にサポートする拠点

◆基本機能

拠点の機能

- ・ 通いの場が減少した地域のサテライト運営
- ・ 身体機能が低下しても身近な場所での介護予防の取組を効果的に支援するための機能（移動手段の確保、食事の提供（共食の場））等

住民主体の通いの場の機能

- ・ 介護予防の取組
運動機能向上（体操等）、低栄養予防（会食等）、口腔機能向上（体操等）、社会参加促進（ボランティア、茶話会、趣味活動、就労的活動、多世代交流等）、認知機能低下予防（多様な学びのプログラム）等

◆付加機能

地域のニーズに応じて機能を拡充

- ・ 子ども食堂の運営
- ・ 子育て支援・保育
- ・ 障害者支援
- ・ 困窮者支援

地域ささえあいネットワークの支援

「分野を超えた連携の事例」

- 通いの場を拠点として、介護予防の取組に加えて、以下の取組を実施。

【事例①】

- ・ 子育てサークルの活動支援
- ・ 障害・子育て・困窮に関する総合的な相談窓口の設置

【事例②】

- ・ 子ども食堂の開催
- ・ 専門職による生活困窮者向けの相談会の開催

※令和6年度補正予算によるモデル事業
(R7.7~R8.3、11市町村で実施)

1. ③ 頼れる身寄りがいない高齢者等・判断能力が不十分な者を対象とする第二種社会福祉事業の新設

現状・課題

- 単身世帯等の増加が進む中で、頼れる身寄りがいない高齢者等にとって、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる**日常生活支援や入院・入所手続、死後事務などへの対応**が生活上の課題として顕在化している。
いわゆる「高齢者等終身サポート事業」はこうしたニーズへの対応策の一つであるが、一定程度の費用が必要となることもあるため、**資力が十分でない者も利用できる事業**が求められている。
- 成年後見制度について、現在、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することを可能とする見直しが進められている。成年後見制度が見直された後においても、判断能力が不十分な者が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、**地域における成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実**させていく必要がある。

見直し内容

- 頼れる身寄りがいない高齢者等や判断能力が不十分な者に対し、日常生活支援・円滑な入院等の手続支援・死後事務の支援を、**利用者のうち一定割合以上に無料又は低額の料金で提供する事業について、第二種社会福祉事業に位置付ける**（福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業）。

福祉サービス利用援助事業		法改正後	
対象者 事業内容 利用料	判断能力が不十分な者	福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業	対象者 事業内容 利用料
	日常生活支援 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス		頼れる身寄りがいない高齢者等 + 判断能力が不十分な者
	無料又は低額		日常生活支援（福祉サービス利用援助事業同様） 地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことが目的 + 入院入所等手続支援 入退院・入退所等の手続が円滑に進められるよう支援を行うことが目的 例：入退院等の手続支援、緊急連絡先の提供、費用の支払代行 又は 死後事務支援 利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことが目的 例：葬儀・納骨・家財処分の契約手続支援、行政官庁への届出
社会情勢等の変化等		福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の拡充・発展	
生活上の課題の例		資力の要件に該当する者については無料又は低額	
緊急連絡先がなく、入院・入所等の手続ができない			
医療費の支払等の手続ができない			
葬儀・納骨等の死後の手続をする人がいない			
空き家や残置物の処分ができない			

- 頼れる身寄りがいない高齢者等が地域で安心して自立した生活を継続するための支援策の充実
- 判断能力が不十分な者の地域生活を支えるための総合的な権利擁護支援策の充実

1. ③ 頼れる身寄りがない高齢者等への相談支援機能等の強化 1. ④ 成年後見制度等の適切な利用の支援

現状・課題

- 福祉の各領域（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制の枠組みにおいて、頼れる身寄りがない者からの相談が寄せられた場合に対応はしているものの、積極的な体制整備が行われていない現状があり、現在、居宅介護支援事業所においてやむを得ず実施せざるを得ない法定外業務（いわゆるシャドウワーク）に係る生活ニーズについても、地域全体として対応していく必要がある。
- 成年後見制度が必要なくなったときに利用を終了することが可能な制度へと見直されることを踏まえ、判断能力が不十分な者が、成年後見制度や地域における権利擁護事業を適切に利用できるよう、権利擁護に関わる地域の関係機関・民間団体等の連携協力体制を構築する必要がある。

見直し内容

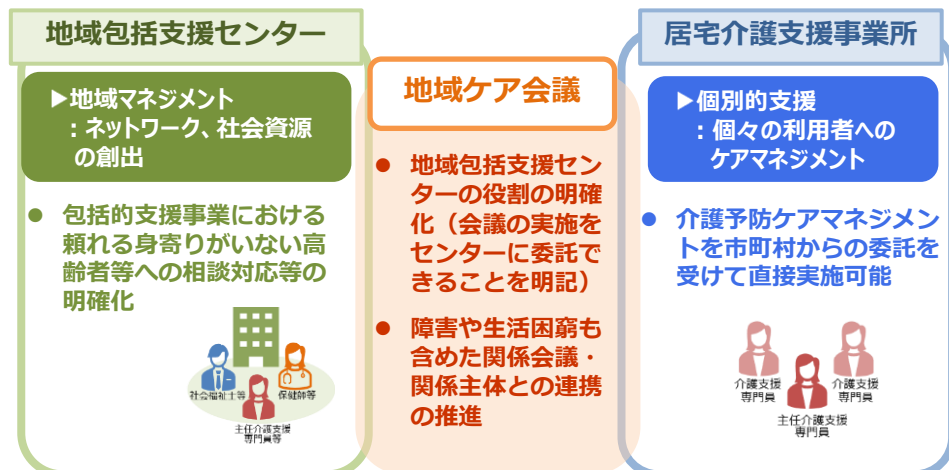
<頼れる身寄りがない高齢者等の支援体制の整備>

- 地域における頼れる身寄りがない高齢者等の相談支援体制の整備及び地域資源の活用・開発を推進する観点から、
 - ・ 頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応について、介護保険制度の包括的支援事業（総合相談支援事業）の相談対象として明確化等するとともに、各市町村で地域課題として議論し実効的な課題解決を行うため、圏域ごとの体制づくりを行う観点から、地域ケア会議の実施を地域包括支援センターに委託できることを明記し、障害や生活困窮等の他分野も含めた関係会議・関係主体との連携を推進する。
 - ※ あわせて、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防・日常生活支援総合事業に係る第一号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について、居宅介護支援事業所も市町村から委託を受けて直接実施することを可能とする。
 - ・ 頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応について、生活困窮者自立相談支援事業や障害者相談支援事業の対象として明確化等するとともに、生活困窮者の見守りも含めた居住の支援を行う地域居住支援事業の対象となることを明確化する。

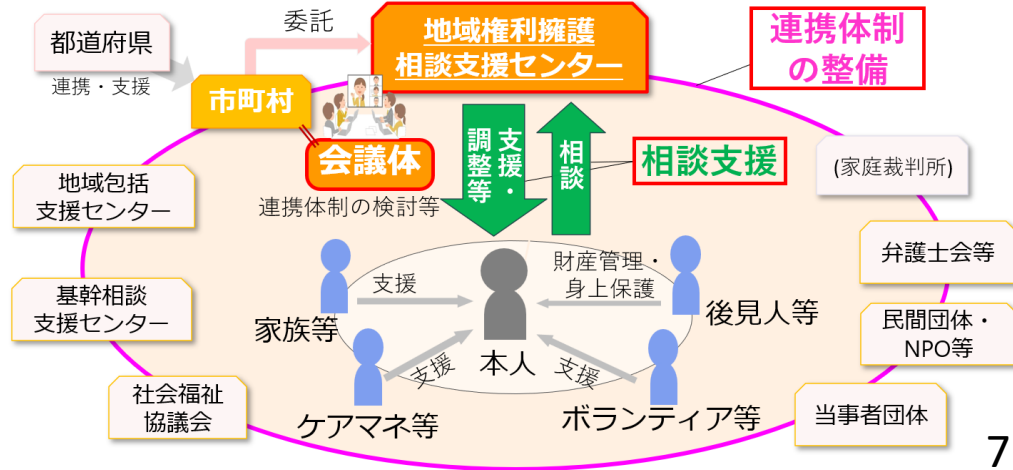
<判断能力が不十分な者の支援体制の整備>

- 判断能力が不十分な者が成年後見制度や地域における権利擁護事業を適切に利用できるよう支援するため、権利擁護に携わる支援関係者や本人等に対する相談支援及び地域の関係機関・民間団体の連携体制の整備に関する事務を市町村の努力義務とするとともに、地域における権利擁護制度の適切な利用の支援の中核的な役割を担う機関として、これらの事務を行うことを目的とする地域権利擁護相談支援センターやこれらの事務の効果的な実施のために必要な情報の交換や、地域における連携体制の整備に関する検討等を行う会議体を設置できるようにする（センター・会議には秘密保持義務。）。

《介護分野での支援体制のイメージ》



《判断能力が不十分な者の支援体制のイメージ》



1. ⑤ 有料老人ホームに係る見直しについて

現状・課題

- 有料老人ホームには、住まいと介護サービスを一体的に提供する「介護付きホーム」と、必要な介護サービスは外部の事業所を利用する「住宅型ホーム」の2類型が存在。近年、多様な介護ニーズの受け皿として、その重要性が増大する中、中重度の要介護者の増加など両者は機能的に近接する一方で、制度上の位置付けには顕著な差があり、両者について制度上の均衡確保が課題。
- 「住宅型ホーム」は、制度上、介護サービスの提供への関与が想定されていない。一方で、実態上は、併設・隣接する介護サービス事業所等の利用への限定・誘導などにより、入居者の主体的な介護サービスの選択が制約され、過剰な介護サービスが提供される事例（＝いわゆる「囲い込み」）など、自立支援・重度化防止にとっての課題が顕在化。

見直し内容

※有料老人ホーム：老人を入居させ、①～④のいずれかのサービス(複数可)を提供
①食事の提供、②介護(入浴・排泄・食事)の提供、③洗濯・掃除等の家事の供与、④健康管理

いわゆる「囲い込み」対策の強化

「住宅型」と「介護付き」の制度上の均衡確保

- 有料老人ホームのうち、中重度の要介護者など特に入居者保護の必要性の高い者を入居対象とするホームを対象に、登録制を導入。
(※) 対象ホームは入居対象者の要件で判断。
(※) 中重度の要介護状態となった等の場合に住み替えを求める場合を除き、現存する有料老人ホームの大半が要件に該当することを想定。【老福法】
- 登録制の対象となる「住宅型ホーム」について、相談支援(ケアマネジメント)を行う事業者や、介護サービスを提供する事業者との独立性確保の措置を新たに導入【老福法】
(※) 特定の事業者の利用をホーム入居の要件とすることの禁止、ケアマネジメントの独立性確保に係る方針の策定・公表 等
- 登録制の対象となる「住宅型ホーム」の入居者に対して、ケアプラン作成と地域生活相談(注)を包括的に提供する新たな相談支援類型(登録施設介護(予防)支援)を導入(居宅のケアマネジメントとは異なる仕組み)【介保法】
(注) 適切な介護サービスの提供とあわせて、本人の意思に即した地域活動等への参画も含めてトータルに支援
- 入居希望者等の選択に資する環境整備として、有料老人ホーム協会による入居者紹介事業の優良事業者認定制度を創設
(※) 同協会の業務規定に、ホームによる入居者紹介事業者(情報提供事業者)の適正な利用の確保に関する調査・研究、情報提供等を追加【老福法】
- 登録制において、
①「住宅型ホーム」・「介護付きホーム」について、運営・人員に係る基準及び利用者保護に関する規制を導入【老福法】
②「住宅型ホーム」について、新たな相談支援類型の事業者による適切な相談支援、適切な介護サービスの利用を確保する責務を規定【老福法】
- 登録制の対象となる「住宅型ホーム」の入居者に対して、ケアプラン作成と地域生活相談を包括的に提供する新たな相談支援類型(登録施設介護(予防)支援)を導入(居宅のケアマネジメントとは異なる仕組み)【介保法】
(※) ホームと対等な立場で、ホームから入居者の自立支援・重度化防止に必要な情報を得て、相談支援業務を実施
- 新たな相談支援類型について、「介護付きホーム」と同様、原則1割の利用者負担【介保法】

1. ⑤ 有料老人ホームに係る見直しについて（参考）

<有料老人ホームについて>

有料老人ホーム（施設数：約2万5千棟、定員数：約95万名）*1

「住宅型」有料老人ホーム

- 施設数： 約2万棟（うち、サ高住 約7千棟）
- 定員数： 約63万名（うち、サ高住 約24万名）

「介護付き」有料老人ホーム（特定施設*2）

- 施設数： 約5千棟（うち、サ高住 約800棟）
- 定員数： 約32万名（うち、サ高住 約3万8千名）

※厚生労働省調べ（R6.6.30時点）。

*1 有料老人ホーム

老人福祉法に基づき、老人の福祉を図り、その心身の健康保持及び生活の安定を図るための居住施設。都道府県等への事前届出。

（要件）①～④のいずれかを提供

- ①食事の提供
- ②介護（入浴・排泄・食事）の提供
- ③洗濯・掃除等の家事の供与
- ④健康管理

※ 運営・人員基準なし（ガイドラインのみ）

※ サービス付き高齢者住宅についても、上記①～④を提供する場合は有料老人ホームに該当

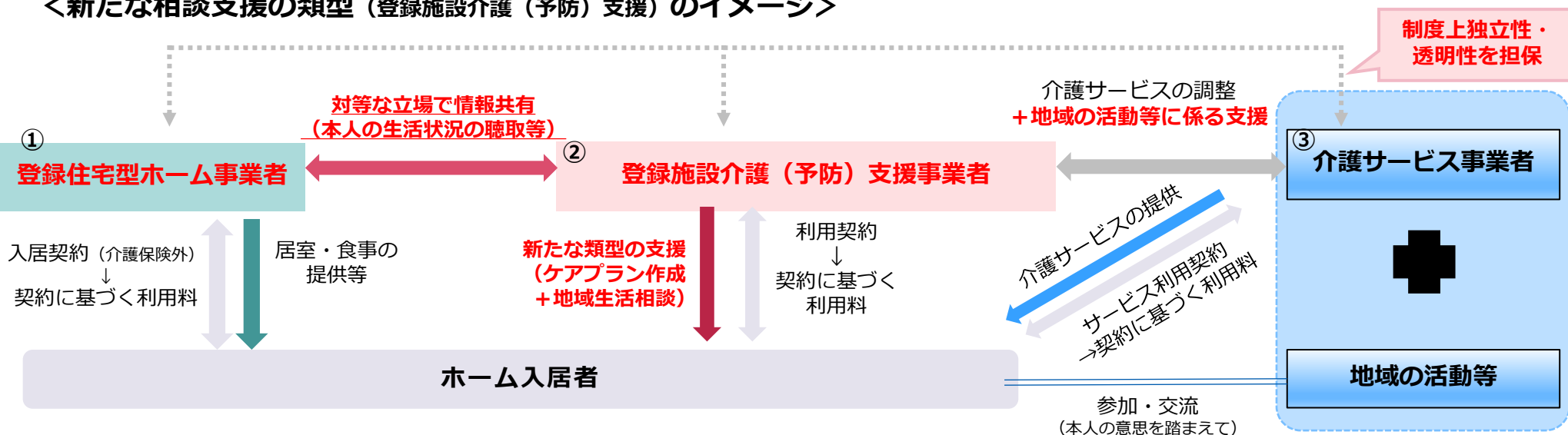
*2 特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づき、都道府県等の指定を受けて、有料老人ホーム等が介護サービスを直接提供。

※ 居宅サービス、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を包括的に提供。

※ 介護報酬で運営・人員基準、利用者保護を担保。

<新たな相談支援の類型（登録施設介護（予防）支援）のイメージ>



※ 特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）では、①～③を一体的に提供（外部型の場合は、①・②を提供するほか、③を委託により提供）

1. ⑥ 介護保険事業（支援）計画の見直し

現状・課題

- 今後、地域のサービス需要が変化していく中で、介護保険事業計画・支援計画について、**2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要**となる。このような中、現在、中長期的な推計は、介護保険法上、市町村の任意記載事項としており、都道府県を含めた多くの自治体で記載されているが、記載内容にはばらつきがある。
- 医療と介護の連携という観点も含め、**2040年に向けて、都道府県と市町村が共通の課題認識をもち、市町村を越えた広域的な議論を行い、必要な取組を進めること**が求められている。

見直し内容

- 市町村・都道府県が策定する**介護保険事業計画・支援計画の記載事項に「介護サービス量の中長期的な推計及び必要な取組」等を追加**し、2040年に向けて、地域医療構想とも連携しながら、地域の介護サービス提供体制など地域課題の解決を図る。

1. 介護サービス量の中長期的な推計及び必要な取組の追加

- ・ 保険料の算定に必要となる「各年度における介護サービス等（*）の量の見込み」に加えて、**「介護サービス等（*）の量に関する中長期的な推計」及び「中長期的なサービス提供体制の確保に関する施策」を市町村・都道府県が策定する介護保険事業計画・支援計画の必須記載事項**に加える。

（*）地域支援事業を含む。

※ 市町村計画において、介護サービス等の量の見込み等に関して、**有料老人ホーム・サ高住等の入居定員総数を勘案**することとする。
また、改正医療法により都道府県計画と新たな地域医療構想との整合性の確保を図ることとされており、今回の改正により**市町村計画において医療・介護連携の状況を勘案**することとする。

2. 人材確保・生産性向上・経営改善の取組の追加

- ・ 都道府県の責務とすることに伴い、**「人材確保・生産性向上・経営改善の取組内容・目標」を都道府県が策定する介護保険事業支援計画の必須記載事項**に加える。

2. ① 福祉人材確保のための協議会、介護現場における生産性向上等の推進

現状・課題

- 介護の担い手となる生産年齢人口の減少が進む中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、**介護人材の確保は喫緊の課題**。介護テクノロジーの活用やタスクシフト／シェア、業務の協働化・大規模化等の推進を通じ、職員の業務負担の軽減を図り、業務の改善や効率化により創出した時間を直接的な介護ケアに充てるとともに、職員への投資を充実させ、介護サービスの質の向上につなげるため、**生産性向上の取組を一層推進していく必要がある**。
- これらの取組の推進にあたっては、**人材確保・定着や生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等の取組に係る国及び都道府県の役割強化**(※)とともに、高齢化・人口減少の状況・人材供給量などについて地域差や地域固有の課題があることから、**地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための仕組みが必要**。
- ※ 令和5年改正では、都道府県の努力義務として生産性向上の取組が規定された。
- 加えて、介護分野だけでなく、福祉分野全体での人材確保・生産性向上を進めていくことも重要。

見直し内容

<人材確保・生産性向上等に係る協議会>

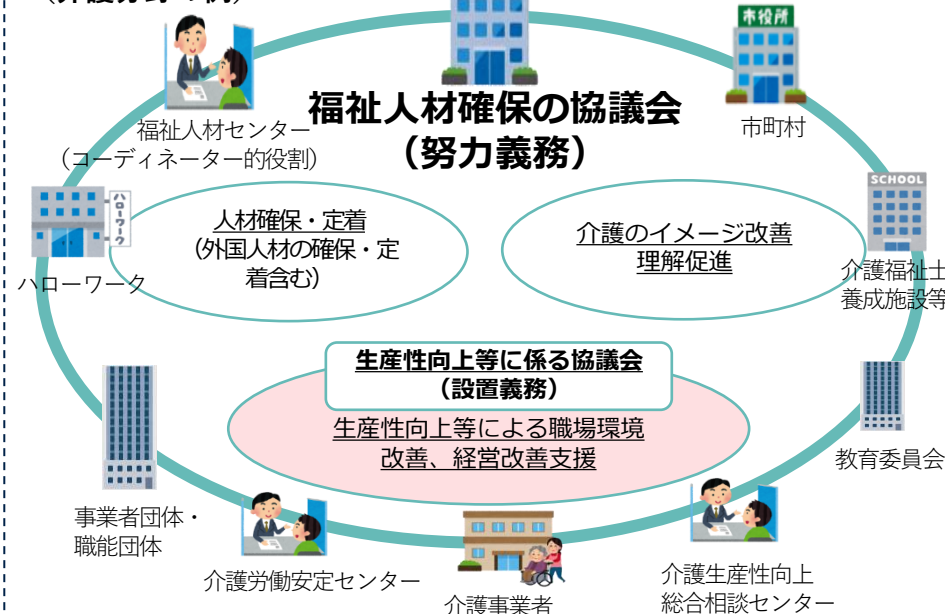
- ① 関係団体等（公的機関、地域の事業者、養成施設等）で構成する**福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務**とする
- ② 介護分野における**生産性向上等の取組の促進を図るための協議会の設置を都道府県の義務**(※)とする
- ※ 介護分野においては、令和8年1月10日時点で45都道府県に介護現場革新会議が設置済。

<国及び都道府県の責務等>

- ① 人材確保や生産性向上を通じた質の高い介護の確保及び経営基盤の確立を図るための取組の推進等を、**国及び都道府県の責務**とする
- ② **都道府県介護保険事業支援計画において**、人材確保、生産性向上、経営基盤の確立に係る取組事項を**必須記載事項とする**（再掲）

《協議会のイメージ図》

都道府県（設置主体）
(介護分野の例)



※ 障害福祉分野も同様の見直しを行う。

※ 上記の見直しの他、現行の離職等した介護福祉士等に係る届出制度について、地域における介護人材の実態把握や必要なキャリア支援を行うため、現任の介護福祉士等についても届出の努力義務を課す。

2. ② 介護福祉士養成施設卒業者に係る経過措置の見直し及び准介護福祉士の資格の廃止

現状・課題

- 平成19年の法改正により、介護福祉士養成施設の卒業者が介護福祉士資格を取得するには、国家試験合格が必要とされている（平成29年度施行）。一方、平成29年度以降の卒業者については、国家試験義務付けの漸進的な導入を図るための経過措置が設けられており、令和8年度卒業者までを対象に延長されてきた。なお、前回延長時（令和2年改正）の附帯決議において、終了に向けた検討を開始することが求められている。
- また、介護福祉士養成施設の卒業者であって、介護福祉士でないものは、当分の間、准介護福祉士となる資格を有するものとされている。本資格は、フィリピン国とのEPA（経済連携協定）との整合性を保つために創設された**暫定的・経過的な措置**とされている（令和7年12月末時点で1名）。

見直し内容

- 介護福祉士養成施設卒業者に係る現在の経過措置（①卒業後5年間の資格取得、②5年従事後の資格継続）について、**①については令和13年度卒業者まで延長し、②については規定どおり令和8年度卒業者までで終了**とする。
- フィリピン国とのEPAとの関係で該当者がいないことを踏まえ（※）、暫定的・経過的な措置である**准介護福祉士の資格を廃止**する。なお、既資格保有者については資格を保持する経過措置を設けることとする。
※ 現在は就学コースでのEPA介護福祉士候補者の募集は停止されており、現在の候補者の中に准介護福祉士となり得る者はいない。

《介護福祉士養成施設卒業者に係る経過措置の見直しイメージ》

	卒業時点	卒業後1～5年目	卒業後6年目以降
現行 (～令和8年度 卒業者)	試験不合格	介護福祉士 経過措置期間 (卒業後5年)	5年間従事の場合 介護福祉士
			従事しなかった場合 資格なし
	卒業時点	卒業後1～5年目	卒業後6年目以降
見直し後 (令和9年度～ 13年度卒業者)	試験不合格	介護福祉士 経過措置期間 (卒業後5年)	国家試験に 合格しなかった場合 資格なし

※国家試験に合格すれば介護福祉士となる。

※外国人留学生については、国家試験に合格しない場合、特定技能1号（原則5年まで）に在留資格を変更して就労することが可能。

2. ③ 介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制の廃止・研修の在り方の見直し等

現状・課題

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制は、5年ごとの更新の際の研修の機会を通じて、専門知識の向上を図るために法定化されたものであり、介護支援専門員証の有効期限の更新により研修の受講を担保しているもの。
- 利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、**研修を通じた資質の確保・向上が重要**である一方で、**時間的・経済的負担が大きいとの声**があるところ、ケアマネジャーの資質の確保・向上を前提としつつ、**可能な限りこうした負担の軽減を図ることが重要**。

見直し内容

- ケアマネジャーに係る**研修受講を要件とした更新の仕組みは廃止**する。
- 研修については、更新の仕組みを廃止したとしても、専門職として、新たな知識と技能の修得に継続的に取り組んでいくことの重要性は変わるものではなく、**引き続き定期的な受講を求めつつ、分割受講の仕組みや時間数の縮減などにより負担軽減の環境を整備**。
- ケアマネジャー本人に加えて、**事業者に対しても、従事するケアマネジャーが研修を受けるための必要な措置を講ずる義務を課す**。
※ 事業者に係る具体的な措置の内容については、省令において規定予定（例えば、事業者から研修未受講者への指導や指示、研修受講時間の確保等）。

「現行の更新研修（2回目以降の場合）」

○資格更新の要件としての研修

○32時間の研修を決められた日（概ね4～9日前後）に受講

研修科目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する理解	2
演習／	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表	25
合 計		32

「見直し後に定期的に受講する研修のイメージ」

○ 研修受講を要件とした資格の更新の仕組みは廃止。研修を受講しないことで直ちに資格を失い、ケアマネジャーの業務ができなくなるといった取扱いがなくなる

○ 一定期間（5年間等）の間に任意のタイミングで分割受講（時間数を可能な限り縮減することを検討）

※ こうした取組と併せて、全国統一的な実施が望ましい内容について国での一元的な教材作成や、オンライン受講の推進等の運用上の見直しを行い、研修の質の均質化や受講負担の軽減を図る

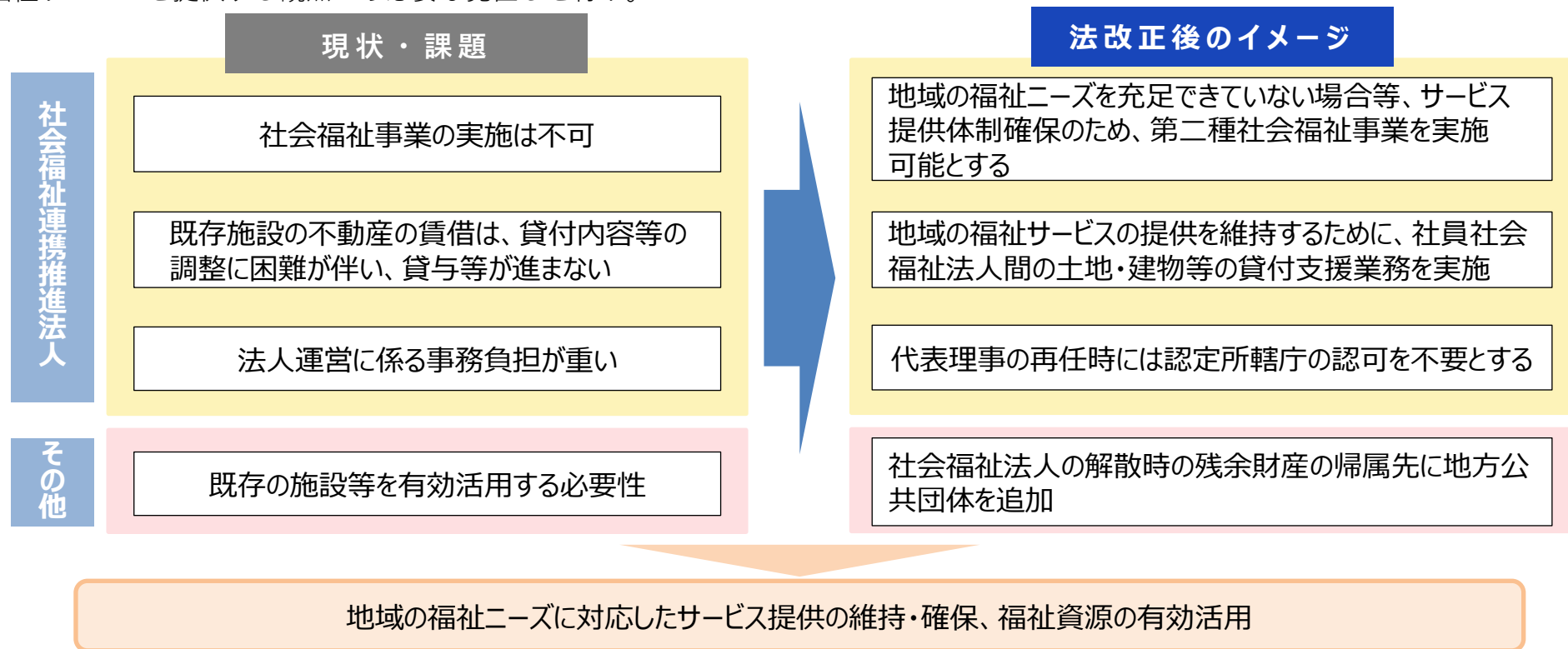
3. ① 社会福祉連携推進法人制度等の見直し

現状・課題

- 社会福祉連携推進法人は、福祉サービス事業者間の連携方策として、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的とした法人。
- 少子高齢化・人口減少が進む中で、地域で適切な福祉サービスの提供体制を維持・確保していくためには、その担い手として、社会福祉法人等が安定的に事業を継続できる環境整備が必要であり、**協働化の取組である社会福祉連携推進法人制度の更なる活用推進**が課題。
- また、地域において不可欠な社会福祉事業等を維持するために、**既存の施設等も有効活用**しながら、新たなサービス主体が当該地域の社会福祉事業等へ参入することを促進する必要がある。

見直し内容

- 必要不可欠な社会福祉事業等を維持し、また、連携・協働による効果的・効率的な事業を推進することによって、地域において適切な福祉サービスを提供する観点から必要な見直しを行う。



3. ② 平時からの災害福祉支援体制の整備

現状・課題

- 令和6年能登半島地震においては、福祉支援に係る初動対応の遅れや在宅避難者等への支援の必要性などが指摘され、災害時の福祉支援体制の充実を図る必要性や、平時からの災害福祉支援の体制整備の重要性が認識された。
- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、災害対策基本法等の一部を改正する法律が令和7年7月に施行され、災害時の福祉支援が法定化されたが、平時からの災害福祉支援の体制整備について法制化を含めた体制整備の推進が課題。

見直し内容

< 平時からの連携体制の構築 >

- ① 国・地方公共団体が、包括的支援体制の整備等を推進する上で連携に配慮するよう努めることとされている施策に「防災」を追加する
- ② 市町村・都道府県が策定する地域福祉（支援）計画の記載事項に「防災」を追加する

< DWATの平時からの体制づくり・研修等（DWATの法制化） >

- ① 災害時福祉業務従事者（DWATチーム員）の登録事務を国が行うものとする
- ② 災害時福祉業務従事者に対する研修及び訓練の実施を国の義務とする
- ③ 災害時福祉業務従事者の使用者に対して、当該従事者が都道府県知事の派遣要請に応じて災害時福祉業務を行うための配慮義務を課す
- ④ 災害時福祉業務に必要な要配慮者等の個人情報適切に入手・活用できるよう、災害時福祉業務従事者に秘密保持義務を課す

平時からの連携体制の構築

国及び地方公共団体

包括的支援体制の整備を推進する上で連携に配慮する施策に防災を追加し、福祉と防災分野の連携を促進

都道府県

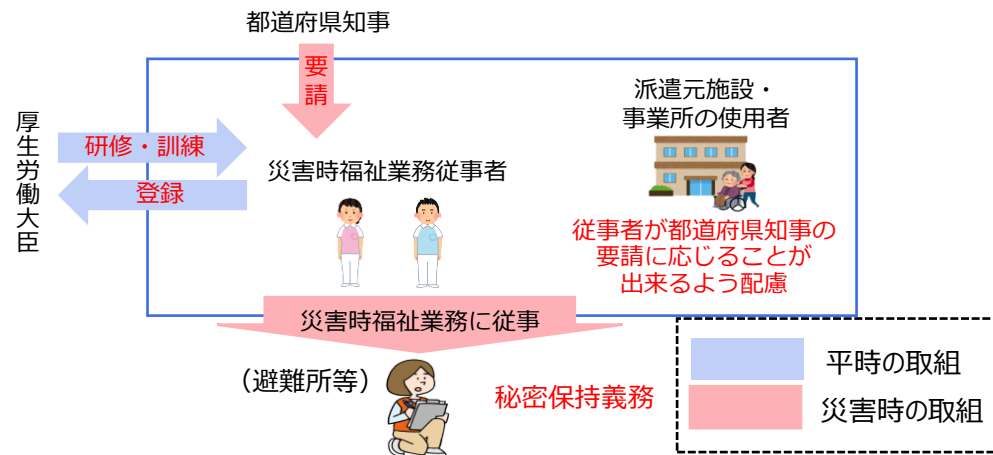
都道府県地域福祉支援計画の策定過程において、防災分野とも連携した福祉の支援体制整備を検討

市町村

市町村地域福祉計画の策定過程において、防災分野とも連携した福祉の支援体制整備を検討

災害時における
連携体制の構築、
迅速な対応

DWATの平時からの体制づくりのイメージ図



その他の改正事項

社会福祉法関係

- **包括的な支援体制の整備のために市町村が積極的に実施すべき施策**（※1）を明確化する。
※1 (1)地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、(2)支援関係機関同士の連携による支援体制整備、(3)地域住民と支援関係機関の取組の協働体制整備
- 地域で課題を抱える者を把握した場合に必要な情報を市町村に提供する等の活動を行う団体の委嘱制度を創設する。
- **福祉以外の多様な分野との連携強化**のため、包括的な支援体制整備にあたって連携に配慮する分野として、**消費者行政や防災を追加するとともに、多様な分野との連携に関する事項を地域福祉（支援）計画の記載事項に位置づける**。
- 都道府県の責務として、都道府県が主体となり支援を行う分野（難病・児童虐待等）の対応にあたっては、**市町村の行う包括的な支援体制の整備との連携**を行うことを明確化する。
- 福祉サービスの提供等にあたって、利用者の意思決定支援への配慮することを規定する。

介護保険法関係

- 地域におけるサービス提供体制の確保の観点から、**特別養護老人ホーム等の介護保険施設に対して事業廃止の手続**（※2）を厚生労働省令で定めるとともに、**継続してサービス提供を行う事業者・施設へのインセンティブ**（※3）を検討する。あわせて、中山間・人口減少地域に所在する介護施設等について、**経過年数10年未満の場合の厚生労働省所管施設への転用等の特例**（※4）を設ける。
※2 介護保険事業（支援）計画との整合性の確認など。
※3 地域において事業を継続し連携を強化する事業者に対して、ICT等のテクノロジー導入に係る補助金等による支援を検討。
※4 国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例を拡充。（通知事項）
- 大都市部等において居宅要介護者の介護ニーズ需要の増加が見込まれる中、多様なニーズに対応したサービス基盤の確保の観点から、**夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する**。
- **介護被保険者証について、介護情報基盤の本格運用開始（令和10年4月1日）に向け、電子資格確認を導入するとともに、要介護者等以外について資格喪失時の返還義務をなくす等の事務の簡素化・利便性の向上を図るための見直し等を行う**。
- **要介護認定等の申請代行について、居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域密着型特養、地域包括支援センターにのみ認められているところ、業務効率化の観点から、ケアマネジャーの配置が指定基準となっているグループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等についても申請代行を可能とする**。
- 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入を踏まえ、特定福祉用具販売事業者の質の確保の観点から、**特定福祉用具販売等に要する費用の額について所要の措置を講ずる**。

（参考）国民健康保険団体連合会の業務を拡充し、都道府県から委託を受けた介護報酬に関連する補助金の支払事務を行うことを可能とする（地方分権一括法において法律改正）。 ※障害福祉分野も同様の改正を行う